

支配の連続性と断絶性

——満州国期における満鉄附属地の視点から——

大野 太 幹

はじめに

一九三二年九月一日、関東軍は軍事行動を發動し、時を経ずして中国東北地域全域を占領下に置き、一九三二年三月には「満州国」を成立させる。これにより、張作霖・張学良政権によって統治されていた中国東北地域は、日本の全面的な支配下に入った。このことは、それまで関東州と満鉄附属地という狭小な地域に限定されていた日本の支配領域が、中国東北全域へ拡大されたものと解釈されている。

それでは、満州国成立以前と以後では、中国東北の社会はどのように変化したのだろうか。つまり、満州事変以前

と以後では、社会のさまざまな側面においていかなる連続性と断絶性が存在したのだろうか。この部分を明らかにしなければ、日本の中国東北地域における支配の本質を理解することはできない。

例えば、その内実はともかく満州国という「独立国」が成立した後も、日本人の治外法権と日本の絶対的排他的行政権が行使される満鉄附属地が存続するということは、いかに理解すべきなのだろうか。

筆者はこれまで、満州事変以前の満鉄附属地において居住・活動していた華商、あるいは彼らによって組織された商務会について研究を進めてきた。管見の限りでは、満鉄附属地華商は日本の行政権が行使されるという附属地の特性を利用し、経済利益を追求していた。具体的に言えば、

満鉄附属地華商は附属地では日本の行政権が行使され、中国側権力が干渉できないという現状を利用し、中国側税捐の納税を回避していた。^①つまり、彼らにとって満鉄附属地における日本の行政支配は、経済活動を行う上での優位性に他ならなかったのである。

それでは、満州国の成立により、満鉄附属地華商を取り巻く状況はどのように変化したのか、あるいは変化しなかったのか。本稿はこの点に着目し、主として満鉄附属地華商の視点から満州国における支配の意味を考察しようとするものである。なお、対象とする満鉄附属地は、当時満州国の二大都市であった奉天（瀋陽）と新京（長春）に限る。

本稿の構成としては、まず第一節で満州国期における奉天・新京両附属地の状況を概説し、さらに満鉄附属地を含めた両都市の全体的な変遷を概観する。第二節では満鉄附属地華商に対する満州国側税捐の課税状況から、張作霖・張学良政権期と満州国期との政治支配面における共通点と相違点を明らかにする。そして、第三節では奉天と新京の附属地華商について、満州事変以前から満州国期にかけての連続性と断絶性という視点から比較・考察する。

一 満州国期における都市の変遷

(一) 満州国期における満鉄附属地

中国東北地域における都市の状況に関して、満州国期になっても変わらなかったのは満鉄附属地の存続であった。つまり、満州事変以前と同様、中国東北地域南部（長春以南）の鉄道沿線都市においては、日本の行政権が行使される地域が存在し続けたのである。満鉄附属地の存続には、関東軍・外務省・関東庁・満鉄の間の既得権益争いが関係していたが、そうした政治的背景は先行研究に譲るとして、ここでは満鉄附属地存続の意味を都市の変遷との関わりから考察してみたい。

満州国成立後、最も顕著に表れた奉天・新京両附属地社会の変化は、日本人居住者の急激な増加であった。表1は奉天・新京両附属地の居住者戸数および人口を挙げたものだが、両附属地ではいずれも日本人居住者が急増していることがわかる。

奉天附属地は満州事変以前から、関東州以外に暮らす在満日本人の最大の居住地域であったが、それでも満州事変以前は中国人口と日本人人口はほぼ同数程度であった。しかし、満州国成立後は日本人の人口が急激に増加していることがわかる。一九三四年には奉天附属地に居住する日

表1 奉天・新京附属地の戸数・人口

単位：上段 戸、下段 人

	奉 天				新 京 (長春)			
	中国人	日本人	朝鮮人	外国人	中国人	日本人	朝鮮人	外国人
1928年 12月末	2,839	4,620	93	327	3,612	2,520	217	142
	19,698	20,570	494	1,239	26,538	9,543	992	509
1930年 12月末	3,383	5,059	148	332	3,905	2,714	256	118
	21,873	22,480	760	1,163	27,621	10,600	1,174	446
1932年 12月末	3,244	7,238	204	228	3,834	3,639	525	118
	20,225	32,379	1,051	823	26,570	16,232	2,518	446
1934年 12月末	3,067	11,874	244	220	3,760	6,644	433	95
	21,415	54,161	1,664	716	31,004	30,739	2,738	377
1937年 12月末	2,562	15,726	213	170	3,375	8,201	558	75
	21,217	70,073	1,727	513	27,448	34,115	3,180	280

出所：満鉄編『統計年報』各年度（復刻版、1991年、龍溪書舎）。満鉄総裁室地方部残務整理委員会編『満鉄附属地経営沿革全史』上巻、1939年（復刻版、1977年、龍溪書舎）151頁。

表2 奉天・新京の人口

単位：人

	奉 天					新 京 (長春)				
	中国人	日本人	朝鮮人	外国人	計	中国人	日本人	朝鮮人	外国人	計
1934年	403,378	8,779	10,916	712	423,785	136,917	7,424	1,563	38	145,942
1936年	430,903	7,348	7,664	767	446,682	172,773	25,050	4,527	504	202,854
1938年	651,785	88,522	17,377	1,172	758,856	239,748	58,407	6,620	916	378,242

注：1934年と1936年は満鉄附属地を除いた数字。1938年は満鉄附属地撤廃後のため、附属地人口も含めた数字。1934年は12月末現在の数字。1936年は具体的な月は不明。1938年の新京は12月末現在の数字、奉天の1938年は5月末現在。「中国人」は史料中では「満洲人」と記載。

出所：満鉄地方部商工課編『満洲主要都市商工便覧』1935年。満鉄地方部庶務課編『昭和十一年版 満洲主要都市要覧』1937年。新京特別市長官房庶務科編『国都新京 康徳九年版』新京特別市公署、1942年、46頁。奉天商工会調査課編『奉天経済事情 康徳五年版』奉天商工会、1938年、7頁。

本人は五万四一六一人を数え、一九三七年には七万七三人にまで達している。奉天附属地外に居住する一九三四年当時の日本人人口八七七九人、一九三六年当時の七三四八人と比較すると、大部分の日本人が附属地内に居住していたことがわかる（表2参照）。

新京（長春）は、もともと「大豆の都」と称された中国東北特産物の一大集散地であり、満鉄長春附属地内には多くの「糧棧」（中国人特産物商）が居住・活動しており、またそれに伴って比較的規模の大きな中国人社会が形成されていた。しかし、満州国成立後、新京が国都に選定されたことから、多くの日本人が流入し、彼らのほとんど

は満鉄附属地内に居住することとなった。そのため、満州事変以前には中国人人口の三分の一程度だった日本人人口は、一九三四年には中国人とほぼ同数の三万七三九人、さらに一九三七年には中国人人口を上回る三万四一五一人まで増加している。新京における附属地外居住日本人人口が一九三四年当時で七四二四人だったことからわかるように、新京においても日本人の大多数は満鉄附属地内に居住していた。ただ、一九三六年以降は附属地外に居住する日本人は二万五〇五〇人へと増加している(表2参照)。このことは後述するように、国都としての都市計画進展に伴うものと思われる。

(二) 満州国の首都選定

中国東北地域における都市の変遷において、満州国成立に伴う最も大きな変化は、政治の中心が奉天から長春に移されたことである。関東軍は満州国成立に伴い、一九三二年二月に長春を首都とすることを決定し、一九三二年三月には長春という名称を「新京」に改めた。関東軍が長春を首都に選んだ理由としては、旧勢力との関係、および地価の低廉さがあつた。

奉天軍閥、すなわち張作霖・張学良政権の拠点であつた奉天とは異なり、長春が属する吉林省の省都は吉林であり、長春はあくまで商業都市として発展していた。また、

地価の点においても、東北の一大行政都市であり消費都市であつた奉天に比べ、新興の商業都市である長春には、居住者のいない広大な土地が残されていた。そして、満州国期の新京(長春)においては満鉄附属地と商埠地、城内といった既存の居住域に加え、南方に広大な土地を買収し、満鉄附属地の中央通から南に直線に伸びる幹線道路(大同大街)を中心とする巨大な都市が形成された(図1参照)。

さらに、上述のような要因に加え、新京と朝鮮半島の海港を結ぶ京図線(吉会鉄道)の敷設に見られる「日満鮮一体化」という政治的意味もあつた。また、一九三五年にはソビエト連邦が経営権を有していた中東鉄道を買収することと成功し、交通面において中国東北地域の北部と南部の結節点とも言える都市となつた。

一方、満州事変以前まで中国東北地域の政治・経済における中心都市であつた奉天は、上述のような理由で満州国の首都には選定されず、その政治的側面を失い、商工業都市として発展していくことになる。奉天においては清代から都市としての骨格が築かれ、内城と外城で形成された奉天城内には多くの官吏や商人が居住し、複雑に入り組んだ胡同を有する中国人の都市として発展していた。そのため、新たな都市計画のため土地を入手するには、膨大な費用がかかることが予想された。

また、奉天においては満鉄附属地の存在が都市開発を阻

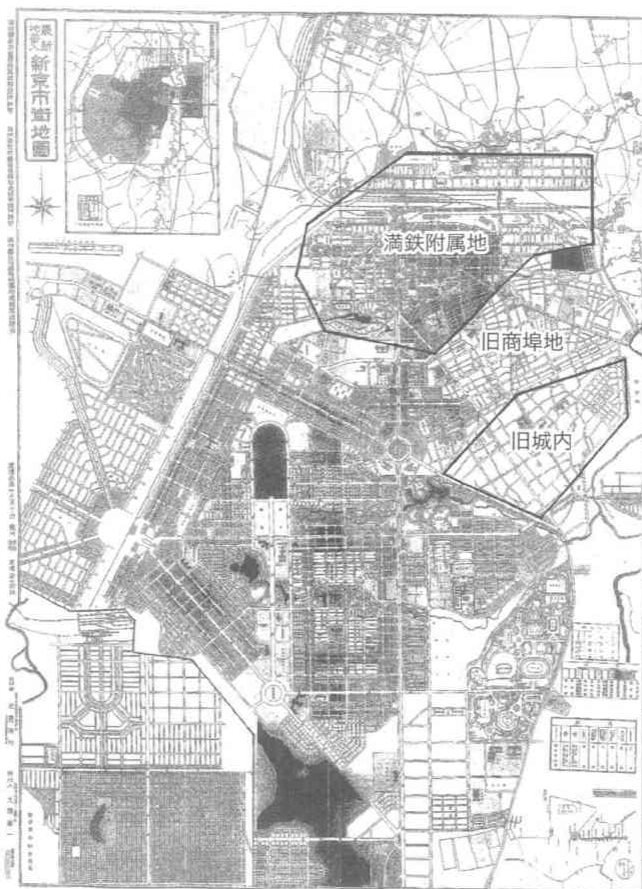


図1 新京地図（1938年）

出所：「最新地番入新京市街地図」三重洋行、1938年12月をもとに作成。

害してもいた。国都としての新京における都市建設が、満州国政府直轄の事業として国務総理直属の国都建設局が担っていたのに対し、奉天など他の主要都市での都市建設は市政府の事業であった。そのため、奉天における都市建設は、満鉄附属地内は満鉄の管轄、附属地外は奉天市の管轄というように統一した主体が存在せず、買収用地の管理方法や都市計画事業の財源などの問題において、奉天市側と満鉄側の意見が一致せず、一向に事業が進展しない状況となっていた。

そのため、新たに開発された「鉄西工業地区」（満鉄附属地西側）は、日満合弁の奉天工業土地股份有限公司が管理することとなり、満鉄側が三万株、満州国側が二万株を



図2 奉天地図 (1939年)

出所：「大奉天新区劃明細地圖」満州日日新聞社、1939年2月をもとに作成。

保有することとされた。比較的小さい経費で開発可能な土地は、奉天城側ではなく満鉄附属地の西側にしかなかったのである。実際、満鉄附属地が撤廃され、大規模な都市開発が計画された後の一九三九年になっても奉天城内は手つかずのまま残り、その周囲に新たな行政区を設けて開発するのみに止まったのである（図2参照）。

経済面から言えば、奉天は満鉄線・奉山線（奉天―山海関間）・安奉線（安東―奉天間）・撫順線（奉天―撫順間）・奉吉線（奉天―海龍經由―吉林間）といった鉄道各線が交差する要衝であり、物資の集散地でもあった。奉山線はもともと京奉線（北京―奉天間）あるいは北寧線（北平―遼寧間）と称された中国側自弁鉄道であったが、満州国成立により、奉天から山海関までを満州国側が接取したため、山海関を境にして満州国側と中国側に分断されてしまった。それに加え、満州国成立に伴い、それまでは国内品として関税のからなかった関内（長城以南）発の製品に関税がかけられることとなったため、同鉄道による物資の輸送は減少し、ほとんどが大連經由の日本製品で占められることとなった。

もともと中国東北地域は、経済的にも政治的にも華北（とくに河北省・山東省）と関係の深い土地であ

り、該地域居住者の多くは先祖の代、あるいは自分自身が華北方面から移り住んだ人々であった。そして、奉天は陸路を通る場合、東北の支関口のような都市であった。当然、関内からの物資あるいは人の移動は、その多くが奉天を經由していた。満州国成立にあたり、長春が首都に選定されたことには、そうした中国本土（関内）と中国東北地域との関係を分断し、朝鮮半島さらには日本との一体化を旨とするという意味もあつたと考えられる。

しかし、そうは言っても、中国東北地域における奉天の重要性は依然として高かつた。例えば、上述のように満州国成立後、奉天と関内の鉄道輸送の一体性が分断された後も、奉天の中国人雑貨商や絲房は、「汽車の機関士、列車ボーイ或は鐵路警察官等と関り北京、及び天津等より帽子、小間物、薬品類及日用雑貨品等の密輸をなし」たり、「奉山沿線の各旅館業者と連絡をとり、旅客手荷物運輸の名義を以つて、綢子、緞子等を手荷物中に巻いて北平を經由密輸入する」などし、満州国側の関税納付を逃れていた。また、奉天には「日本或は朝鮮等より絹織物及絹布類、その他奢侈品を密輸入」する中国人・朝鮮人業者もいた。おそらく、それらの商人は安奉線を利用していたと思われる。このように、日本側の政治的な意図で首都とはならなかつた奉天であるが、その交通の要衝としての地位は依然重要な意味を持っていた。

そして、表2から明らかなように、人口規模においても奉天は常に新京を上回っていた。このことは、関東軍の意図にかかわらず、中国人にとつては依然として奉天が最要の都市であつたことを示している。

二 満鉄附属地の優位性

—— 附属地華商の満州国側税捐納税状況 ——

前節で述べたように、満州国期には政治上の中心城市が新京に移されて大規模な都市開発が行われ、奉天においても鉄西工業地区が開発されるなど、満州事変以前にはなかつたさまざまな変化が起きたが、満鉄附属地だけは変わらずに存在し続けた。それは、満鉄附属地において居住・活動する華商にとつては、満州事変以前からある満鉄附属地の「優位性」が存続することを意味していた。華商にとつての満鉄附属地の「優位性」の中で、最も重要な意味を持ったのは中国側、満州国成立後は満州国側の各種税捐課税を免れることができるという点であつた。

満州事変以前における、満鉄附属地華商に対する中国側税捐課税問題については、すでに別稿で詳述したように、日本側当局は絶対的排他的行政権を名目に、中国側権力の附属地内への干渉を一切認めなかつたため、満鉄附属地内の華商は中国側税捐を納付する必要はなかつた。

ただ、満州事変以前の附属地華商は中国側税捐をまったく納付していないわけではなかった。満鉄附属地は中国東北地域全体の中では極めて狭小な地域であり、そこを拠点に輸出品や輸入品が各地に出回り、また逆に各地から附属地へ物資が集められていた。そのため、中国側権力は附属地内で徴税できなかったことから、附属地と中国側行政地域の境界線に税捐局を設けて、附属地に出入りする物品に課税する方法を取っていた。こうした徴税方法は、「堵截（遮るの意）徴収」略して「堵徴」と称されていた。堵徴は附属地内で直接徴税できない中国側当局にとっては次善の策であったが、附属地のすべての境界を監視することはできず、脱税も多く行われた。¹⁶⁾

また、もうひとつの附属地華商からの徴税方法は、「包税」（請負税）と称される方法であった。包税とは、満鉄附属地内の華商により組織された商務会（附属地商務会）が中国側当局と交渉し、一定金額を定期的に納付して、徴税の代わりとする方法であった。すでに述べたように、附属地華商にとっては、附属地に物品が来なければ、あるいは附属地から品物を出せなければ商業活動が成り立たないため、彼らも中国側権力との関係悪化を望まず、自発的に納税することとしていた。その過程で、附属地商務会が中国側当局との交渉窓口となり、中国側との関係悪化を回避しながら、附属地華商の利益を追求するという役割を果た

していた。¹⁶⁾

しかし、満州事変以前においては、一九二七年の銷場税徴収、一九三一年の營業税徴収などに際して、徴税を強行する中国側と附属地における絶対的排他的行政権を主張する日本側の間で緊張が高まり、附属地華商も微妙な立場に置かれることとなっていた。¹⁷⁾

それでは、満州国成立後、満鉄附属地華商に対する課税問題はどのような状況となっていたのだろうか。本節では、満州国成立後における附属地華商の納税状況の変化を見ることによって、満州国成立以前と以後の連続性、ないしは断絶性を明らかにする。

（一）奉天附属地の状況

表3-1①からわかるように、満州事変以前において奉天附属地華商は出産税・營業税・煙酒税・統税・牲畜税を納付していた。これらはすべて、附属地内から附属地外への物資の移動（土貨・外来貨・煙草・酒・綿糸布・セメント）、および附属地外から附属地内への物資の移動（各種穀類・家畜）に課せられる税であり、中国側税捐当局は附属地の境界線に税捐徴収局を設け、華商あるいは運搬人から徴税していた。つまり、堵徴を行っていた。

なお、營業税については表中にあるように、本来は營業収入に課せられるものだったが、中国側税捐当局は附属地

表3 奉天附属地における中国（満州国）側課税状況

①満州国成立以前（1931年7月）

税種	税目	課税物件	納税者	納期	納税方法
出産税	豆税	大豆・青豆・黒豆・磨豆	売手	随時	税捐局所直接納入
	糧税	油糧・粗糧・細糧			
	貨税	土貨・外来貨			
営業税	第一類	営業収入	営業者	毎月一回翌月納入	税捐局所直接納入
煙酒税	酒税	焼酒	焼鍋	毎月一回月末納入	税捐局所直接納入
統税	巻煙統税	紙巻煙草	製煙業者	毎月一回翌月末納入	税捐局所直接納入
	綿糸布統税	綿糸・綿布	取扱業者	随時	印花貼付
	麦粉統税	麦粉			
	セメント統税	セメント			
牲畜税	売買税	牛・馬・ラバ・豚・ロバ・羊	買手	随時	税捐局所直接納入
	補徴税		所有者		

②満州国成立以後（1933年7月）

税種	税目	課税物件	納入者	納入時期	納税方法
営業税	営業税	営業収入	営業主	毎月10日	税捐局所直接納入
出産税	出産貨税	土貨・外来貨	生産者	随時	
	雑糧税	雑糧・細糧			
	油糧税	油糧			
	豆税	大豆・青豆・黒豆・磨豆			
煙酒税	煙税	煙草	生産者または輸入者	販売時	
	酒税	焼酒	生産者または輸入者	毎月末および輸入時	
	酒特税	酒類	生産者または輸入者	酒税納入時および輸入時	
	酒公売費	酒類	生産者または輸入者	酒税納入時	
	煙酒牌照税	営業鑑札	営業主	7月および1月の二分納	
統税	巻煙統税	紙巻煙草	製造者または輸入者	出廠時または輸入時	
	綿紗統税	綿糸布			
	麦粉統税	麦粉			
	セメント統税	セメント			
牲畜税	売買税	牛・馬・ラバ・豚・ロバ・羊	買主	随時	
屠殺税	屠殺税		事業者	随時	

注：油糧とは、大豆類・ゴマ・カラムシ・エゴマを指す。粗糧とは、高粱・粟・ソバ・トウモロコシ・稗・大麦を指す。細糧とは、粳・白米・小豆・緑豆・陸稻・菘豆を指す。

出所：①満鉄地方部地方課編『昭和六年七月末現在 附属地ニ於ケル中国官憲課税調』1931年。

②満鉄地方部地方課編『昭和八年度 附属地ニ於ケル満州国課税調』1933年。

内に立ち入ることができなかつたため、これも他の税と同じく附属地境界で搬出される貨物に課されていた。この營業稅徵收に関しては、上述のとおり日本側関東庁警察当局が附属地華商の納税に対して強硬に反対し、また中国側稅捐当局は附属地から中国側行政地域へ通じる主要道路をすべて封鎖し徵稅を行ったため、重大な問題となつていた。

それでは、満州国期の奉天附属地華商による納稅狀況はいかなる変化があつたのだろうか。表3-②は一九三三年において、奉天附属地華商が納稅していた満州国側稅捐を挙げたものである。これからわかるように、張作霖・張學良政權が排除された狀況にあるにもかかわらず、奉天附属地華商の満州国側稅捐納稅狀況は、満州国成立以前とほとんど変わらないものだった。

そして、その徵稅方法も満州事変以前と同じく、附属地境界での徵稅、つまり堵徵によつていた。しかし、堵徵は稅稅が行われる可能性が高かつた。

例えば、出產稅のうち、附属地に搬入される穀物に課されるものについて、奉天側当局が「最近省城附近の農民が何れも糧穀を脫稅して附属地内に各穀物の搬入をなすもの多数あり（中略）附属地内四圍の主要道路入口に臨時稅捐徵收分駐所を設置し、附属地内搬入糧穀の脫稅馬車取締りをなすことを決議」しているように、満州国成立以前と同様、附属地境界の稅捐局員のいない場所を狙つて脫稅を圖

る者が多かつた。⁽¹⁸⁾

それについて、満州国外交部總長謝介石は「諸稅中主要ナル地位ヲ占ムル特產品ニ對スル出產稅（中略）ハ徵稅成續面白カラス、特ニ滿鐵沿線附属地ニ於ケル當國徵稅權ノ及ハサルヲ奇貨トシ種々ノ手段ニテ脫稅ヲ企ツルモノ少カラス」として、滿鐵側に附属地内において代理で徵收するよう求めた。⁽¹⁹⁾しかし、この要求はまったく受け入れられなかつた。

また、奉天省城稅捐徵收局は附属地から搬出される貨物についても、「日站（滿鐵附属地ニ引用者。以下同）内の一般華商は多くの場合、附属地境界内で品物を購入しているが、その多くが稅を申告せず、こともあろうにひそかに脫稅している。このまま推移すれば自ずと減收となり、稅收に大きく影響する」として、一九三二年六月三〇日、附属地内の華商に対し「貨物の運搬は厳しく檢査し、國稅の脫稅を防止する。もし日站境界において華商の脫稅者を検出したときは十倍の罰則とする」ことを通知している。⁽²⁰⁾

ここで注意すべきは、「各稅捐派出所には何れも日本人稅捐吏を常置し嚴重監視に當たらしめてゐる」という事實であつた。⁽²¹⁾満州国においては、徵稅機關改革のためとして、各地の稅務監督署の副署長には必ず日本人が就くこととし、また稅務監督署の下部組織である稅捐局にも日本人指導員が配属されてゐた。⁽²²⁾

上述のような状況について、奉天総領事代理中野高一は、満州国成立後は「徵税ノ方法ハ事変前ニ比シ寧口厳格」であり、「滿洲側稅務官庁ノ実権モ亦邦人ノ手ニ掌握セラレ居ル今日」こうした事態は「甚面白カラス」と述べているが、それに対し日本人稅捐局員側からは「日滿關係ノ新事態ニ処スル滿洲側日系官吏ノ立場ニ対シテモ考慮ヲ与ヘラレタシ」との意見があつたといふ。

以上のように、滿鉄附屬地の存在は満州国成立以前と同様、満州国側稅捐の徵税を困難にさせていた。それは、かつて軍閥政權による「不当課税」と称された附屬地内華商からの徵稅行為が、満州国あるいは地方の財政健全化のためには不可欠なものであつたことを、日本人でさえも認めていたといふことを示している。逆の立場から言えば、附屬地華商にとつて滿鉄附屬地の存続は、満州国成立以前と変わらない優位性を彼らにもたらすものであつた。

(二) 新京附屬地の状況

表4-1①にあるように、一九三二年七月末現在において、長春附屬地華商は酒稅・銷場營業稅・印花稅・糧石營業附加稅を中国側当局に納付していた。酒稅・銷場營業稅、および印花稅はいずれも附屬地内で製造されたもの、ないしは附屬地内から附屬地外に搬出される貨物に対して課されていた。とくに銷場營業稅のうちの雜貨・綿糸布・

果実に課されるものに関しては、「附屬地内華商ハ自己營業上ノ見地ヨリ稅捐局ト密約ヲ結ヒ(中略)一定金額ヲ自發的二納付」していた。また、地方捐の糧石營業附加稅は、すでに一九一一年当時から頭道溝商務會(附屬地商務會)の包稅によつて、つまり頭道溝商務會が附屬地内の糧石から徵收して、長春城内の營業稅公所へ納付することとなつていた。

そして、表4-1②にあるように、一九三三年においても新京附屬地華商は酒稅や豆油に課せられる出產貨稅(一九三一年當時の鈔場營業稅に相当)を納付していた。これらの稅はやはり附屬地から搬出される製造品に課されるものであり、附屬地華商は販売の円滑さを保証するため、自發的に納付していた。また、雜貨に課せられる營業稅も一九三一年の銷場營業稅を改編したものが、同様に「附屬地滿商(華商)ハ自己營業上ノ見地ヨリ稅捐局ト密契ヲ結ヒ如上不当課稅免除ヲ條件ニ一定金額ヲ納付スルコト」となつていた。

一方、一九三一年には頭道溝商務會の代理徵收により納付されていた糧石營業附加稅は、一九三三年にはまったく納稅されなくなつてゐる。つまり、頭道溝商務會はもはや糧石營業附加稅の代理徵收を行わなくなつてゐた。その背景には、日本側外務当局の意向があつたと考えられる。長春總領事代理田中正一は、附屬地華商の滿州国側稅捐納稅

表4 長春（新京）附屬地における中国（満州国）側課税状況

①満州国成立以前（1931年7月）

税種	税目	課税物件	納税者	納期	納税方法
国省税	酒税	焼酎	醸造者	毎月一回	直接納付
	銷場營業税	雜貨・綿糸布・果実	附屬地売手華商	毎月一回	直接納付
		豆油	油房	毎月一回	貨物運送人より直接納付
	印花税	貨物送状・受領証・信用証	発行者	随時	印紙貼付納入
地方捐	糧石營業附加税	大豆・小麦・雜穀	糧棧	随時	頭道溝商務会による代理徴収

②満州国成立以後（1933年7月）

税種	税目	課税物件	納入者	納入時期	納税方法
国省税	煙酒税	白酒	醸造者	毎月末	新京税捐局へ直接納付
	出産貨税	豆油	生産者	随時	入市の際税捐分局に納付
	營業税	雜貨	売主	毎月末	新京税捐局へ直接納付
	統税	麦粉・セメント・綿糸布	輸入商	随時	新京税捐局へ直接納付
	印花税	送り状・受領証	作成者	随時	印花貼付納付

注：細糧とは、粳・白米・小豆・緑豆・陸稻・菘豆を指す。

出所：①満鉄地方部地方課編『昭和六年七月末現在 附屬地ニ於ケル中国官憲課税調』1931年。

②満鉄地方部地方課編『昭和八年度 附屬地ニ於ケル満洲国課税調』1933年。

問題に対し、「満洲国ハ我方行政権ヲ誠実ニ尊重スヘキ責任アル一方我方トシテハ飽迄ノカ防護ノ措置ヲ講スルノ必要アリ」、「實際問題トシテ元來滿洲国側地方税局カ税局收入上ノ一方的見地ヨリ附屬地内華商ヲ恒常課税ノ対象トシテ認め、之ニ対シ從來何等措置シ來レルハ根本ニ於テ明カニ失当タルヲ免レス」として、「商務会其他類似ノ華商団体等カ附屬地内ニ於テ税局課税事務ノ代行ト認メラルル行為ヲナスヲ許サス」と述べている。

以上のように、新京附屬地においては糧石營業附加税の頭道溝商務会による包税廃止に見られるように、日本側領事の強硬な姿勢のため華商の満洲国側税捐納税状況は満州事変以前に比べてその負担が軽減されていたことがわかる。

満洲国における満鉄附屬地の存続は、満洲国側税捐徴収に際して、同じ日本人でありながら、満洲国側と外務省側で正反対の見解を持ち、対立するなど、さまざまな矛盾を露呈することとなった。満鉄附屬地華商は、満洲国成立以前と同様に、日本側と満洲国側の間で微妙な立場に置かれることとなっていたのである。

三 満州事変後の附屬地華商

前節で述べたように、満洲国成立後も満鉄附屬地は存在

し続け、とりわけ満州国側税捐の納税において、附属地内で活動する華商に有利な条件を提供していた。しかし、すでに触れたように、満州国成立後は日本人の急増という新たな状況が出現していた。

満鉄附属地の存続が満州事変以前からの連続性を示したものだと思えば、附属地における日本人の急増は満州国成立後に起きた出来事であった。そうした日本人の急増を含め、満州国成立後の附属地はどのような状況になっていたのだろうか。以下では、奉天・新京両附属地において、附属地華商を取り巻く状況にいかなる変化が起きていたのかを考察する。

(一) 奉天附属地

表5は満州国成立後の奉天附属地における有力華商を挙げたものであり、また表6は満州国成立以前と以後の奉天附属地華商の数的変遷を示したものである。これによって奉天附属地華商の業態に見られる傾向を考察する。

まず、表5から明らかのように、満州国成立後の奉天附属地において、最も多かったのは絲房や綿糸布・人造絹布、内外諸雑貨を扱う華商であった。それらのほとんどは奉天城内に本店のある商店であり、またわかる範囲ではその多くが一九二七年以降に開設されている。このことは、一九二七年一月の張作霖政権による輸入品に対する銷場税

徴収開始と深く関わっている。すでに述べたとおり、中国側税捐当局の満鉄附属地華商からの徴税方法は、基本的に塔徴によっていたため、附属地内の輸入に携わる華商は品物を手荷物あるいは自動車のシート下に隠すなどして附属地境界を通過し、脱税を行っていた⁽²⁾。つまり、輸入綿糸布・雑貨等を扱う華商にとって、附属地内に店舗を構えることは税負担面において有利なことであった。そして、そのとき奉天附属地に進出した華商の多くが、満州国期になってもそのまま残っていたものと思われる。

次に多かったのは、貨幣取引を行う両替商であった。奉天附属地における両替商の増加は、一九二四年以降、張作霖政権が発行する不換紙幣・奉天票の暴落に伴い、張政権が公定相場での取引を強制するために両替商を弾圧したことに由来する⁽³⁾。それを示すように、奉天附属地において、両替商の多くは一九二四年以降に開設されている。

つまり、上記の業種に従事する華商は、主に政治的な理由で奉天附属地に来たものが多かった。しかし、これらの輸入や金融に関わる附属地有力華商は、満州国成立に基づくさまざまな要因によって、次第にその数を減らしていた。表6でその減少数を確認してみると、「絲房（呉服商）」（括弧内は一九三五年史料の分類）は一九二九年に一〇戸あったものが、一九三五年には一戸へと激減している。その要因として、絲房の顧客はもともと張政権関係者

表5 満州国成立後における奉天附属地有力華商

商号	業種	代表者	開設年	住所	備考
同義合	絲房	孫壽山	1919年	千代田通	城内同義合支店
恒祥久	絲房	杜壽山	1929年	青葉町	城内増發鈺支店
新順昌	絲房	于永堂	1929年	青葉町	
永植祥	絲房			春日町	城内和發永支店
東源布莊	綿糸布・人造絹糸	張善忱	1927年	千代田通	城内興泰号支店
同慶号	綿糸布・人造絹糸	姚鳳起	1927年	千代田通	城内同増利支店
恒順西	綿糸布・人造絹糸	于幹庭	1929年	千代田通	城内恒興源絲房支店
益豊商店	綿糸布	譚文斌	1928年	千代田通	城内裕泰盛絲房支店
聚記布莊	綿糸布			千代田通	城内正記布莊支店
滿洲商店	綿糸布			奉天駅前	
敦慶祥	内外諸雜貨	周玉亭	1912年	青葉町	
春發長	内外諸雜貨		1928年		城内春發長支店
志雲翔	内外諸雜貨			霞町	城内志雲翔支店
通聚隆商店	内外諸雜貨				城内德聚和支店
隆記商店	内外諸雜貨				城内福隆順支店
裕興商店	内外諸雜貨				城内德興成支店
興記布莊	内外諸雜貨				城内興盛東支店
實誠号	両替商	韓振九	1917年	浪速通	
興順長	両替商	馬程萬	1919年5月	千代田通	
東記銀号	両替商	薛子麟	1924年5月	浪速通	
阜豊銀号	両替商	張玉財	1924年8月	千代田通	
裕順合	両替商	才儀亭	1925年3月	藤浪町	
利盛東	両替商		1927年2月		
長發銀号	両替商	趙君堂	1927年	浪速通	
永豊銀号	両替商	邊國瑞	1928年3月	浪速通	
永康銀号	両替商	王鎮中	1928年5月	加茂町	
天元銀号	両替商	宋華封	1931年5月	千代田通	
福昌源	両替商		1932年12月		
同源當	質屋	李玉樞	満州事変前		
天泰棧	旅館	劉解波	1911年10月	奉天駅前	
天聚東	旅館	馬錫九	1912年2月	奉天駅前	
亞洲旅館	旅館	董世德		千代田通	
福順棧	旅館	王介臣	1912年9月	若松町	
茂林飯店	飲食店	董子衡	満州事変前	弥生町	
公記飯店	飲食店	高魁五	満州事変前	千代田通	
志城飯店	飲食店	邊保山		千代田通	
洞庭春	飲食店	楊執中		千代田通	
太平飯店	飲食店	李象乾	満州事変前	江島町	
谷本煙公司	煙草製造	孫英橋	1931年10月	平安通	
太陽煙公司	煙草製造	陳子和	1932年9月	稲葉通	
福來煙公司	煙草製造	郭星五		弥生町	
遠東煙公司	煙草製造	馮松聯		木曾町	
福増湧	染色業	藏紫綬	1926年3月	千代田通	
義盛興	食料品・缶詰類小売	丁書紳	1921年3月	浪速通	
公興氣車行	自動車および附属品販売・修理	王勳佐	1923年3月	千代田通	
泰來公司	貸家業・土地家屋仲買売買・撫順炭特約販売	孫源河	1925年8月	千代田通	
恒昌德	洋酒・缶詰・一般食料品	饒秀茂	1926年4月	浪速通	宮口恒昌德支店
老泰豊号	靴・帽子・化粧品・諸雜貨・食料品商	許承有	1926年5月	千代田通	
德昌行	機械附属品・雜貨・石油代理販売・漆塗料	于寬德	1931年1月	千代田通	
東源盛	小麦粉商	高岐山		千代田通	

注：空欄は不明のため。

出所：奉天興信所編『第二回滿州華商名録』1933年。矢野省三編『滿州国職業別商工者名簿 昭和十年版』日滿商報社、1934年。奉天商工会議所編『奉天商工月報』第356号(1935年5月15日)「奉天に於ける各国煙草工場」60-63頁。奉天商工会議所編『奉天商工月報』第376号(1937年1月15日)「滿人側商工業者の營業状態」61頁。

表6 奉天附屬地華商業種別戸数

業 種	1935年史料の分類	商 戸 数	
		1929年	1935年
包子舖・面莊 [麦粉商]・鮮魚店・菜局 [野菜販売] 海味莊 [海産物販売]・切面莊・茶葉莊	食料品商	53 (20・11・11・6・ 3・1・1)	72
糧米舖	米穀商	7	5
鮮果局	果実商	7	4
点心舖	菓子商	8	3
絲房	呉服商	10	1
綿布莊	綿織物商	25	17
綢緞莊	人絹商	3	2
洋服店	洋服商	2	12
京広貨店 [中国関内製品]・洋雜貨舖	和洋雜貨商	93 (18・75)	1
鞋舖・皮鞋舖	靴・鞆商	9 (5・4)	9
鐘表舖	時計商	4	2
金店	貴金属商	2	1
洋鉄舖	機械	12	—
五金行	金物商	1	7
磁器舖	陶磁器商	2	1
木舖・磚灰舖・油漆舖	建築材料商	16 (13・2・1)	11
煤局 [石炭販売]・劈柴舖 [薪販売]	燃料商	7	5
自転車舖	自転車・自動車商	2	6
書舖・漿子舖 [糊販売]	書籍・文具商	2 (1・1)	0
印刷局	印刷業	2	2
照像館	写真業	1	0
豚肉舖・牛肉舖	畜産品商	13 (6・7)	1
煙草舖	煙草商	23	4
元酒舖	酒類商	2	2
洗衣局	洗濯業	4	12
駝運公司	運送取扱業	2	3
錢舖	両替・株式業	57	38
當舖	金融業	26	22
旅館業	旅館業	11	18
飲食店業	飲食店業	27	58
料理店	料理店	12	11
理髮館	理髮業	8	4
澡塘 [浴場]	湯屋業	1	2
估衣舖	古物商	1	7
染坊	染物業	1	5
行商	行商	699	728
玻璃舖	—	5	—
成衣舖	—	8	—
皮袍舖	—	3	—
模型工廠	—	1	—
旅商舖	—	1	—
眼鏡公司	—	1	—
—	化粧品商	—	1
—	土産品商	—	1
—	家具商	—	1
—	鉄砲・火薬商	—	4
—	薬種商	—	1
—	印版製造業	—	10
—	鉄工業	—	2
—	その他 (ブリキ商・ ガラス商等)	—	6
計		1,177	1,103

注：—は共通する項目がないことを示す。

出所：満鉄『調査時報』第9巻第7号（1929年7月25日）「奉天附屬地に於ける中国人の現勢」152-158頁。奉天商工会議所編『奉天商工月報』第361号（1935年10月15日）「奉天附屬地の商工業者概数」57-59頁。

や大官など富裕層であったが、その多くは事変後、関内へと逃避してしまった。また、絲房の扱う商品は縞子（縞子）や緞子など、いわゆる伝統的な中国服に用いられるものだったが、中国人の間では洋服の着用が一般的となっていた。以上のような理由により、絲房は年々業績が悪化していた。³⁰ その反面、「洋服店（洋服商）」は二戸から一二戸へと増加している。前述のとおり、絲房の多くは奉天城内に本店を有する商店であったが、業績の悪化に伴い、附属地支店を引き揚げたものと思われる。あるいは、廃業したか、洋服店へと業種を変更した可能性もあるが、いずれにしろ奉天附属地の絲房は満洲国成立後ほどなくして、その数を大きく減らしていた。

また、「錢舖（両替・株式業）」と「當舖（金融業）」も総数八三戸から六〇戸へと減少している。満洲国成立後は満洲国幣による幣制統一と、満洲国幣と金票（朝鮮銀行券）の固定相場が実施され、錢莊など金融業者の営業は一般の兌換業務に限られ、空売買など投機的な貨幣取引で利益を上げることができなくなったため、金融業者は全般的に衰退傾向にあり、奉天城内では一九三五年一月時点で六〇軒が閉店していた。³¹ おそらくこうした影響は附属地内の金融業者にも及んだと思われる。

他方、満洲国成立後に増加している業種としては、旅館や飲食店がある。奉天附属地においては、もともと旅館や

飲食店といったサービス業に携わる華商が多かった。天聚東や天泰棧はかなり早くから奉天附属地において営業しており、いずれも一九二三年の奉天南満站中華商務会（附属地商務会）の設立時から、その代表者が役員に名を連ねていた。また、茂林飯店と公記飯店も、詳細な開設年月はわからないが、やはり代表者が南満站商務会の設立時の役員を務めていた。³² これらサービス業は、満洲国期における奉天附属地の人口増加に伴って利益を上げていたと思われる。

また、表6からわかるように、「面莊」（麦粉商）も満洲国期の奉天附属地において一定数が存在していた。これら麦粉商の正確な開業年月は不明だが、その多くは「日站内（附属地内）」では営業税等の税がなく、また交通が便利のため、一九三一年に相次いで開設されたものだという。³³ 麦粉商も附属地における優位性を理由に、奉天附属地内に店舗を構えていたのである。

なお、奉天附属地においては、前述のような政治的なもの以外に、華商減少の要因として、日本人の大量流入による地価高騰があったと考えられる。³⁴ 表7は奉天附属地の地価を示したもののだが、最高で四〇〇円で、最も低廉な土地でも新京附属地の地価と同額の五円であった。それらは東京や名古屋など、日本の主要都市の地価よりも高くなっていた。そのため、資本金ないしは私財の少ない華商および

表7 奉天附属地の地価（1坪当たり）

住 所	地 価	住 所	地 価
春日町	200~400円	信濃町・新高町・筑波町・ 竹園町	5~20円
浪速通	40~120円		
千代田通	40~100円	江島町	20~150円
平安通	30~90円	松島町	20~70円
青葉町	15~70円	橋立町	10~50円
藤浪町	40~70円	弥生町	20~50円
住吉町	50~80円	紅梅町	5~40円
琴平町	40~75円	若松町	10~20円
八幡町	30~60円	霞町	15~50円
富士町	30~65円	宮島町	20~50円
浅間町	20~35円	日吉町	20~40円
稲葉町	10~50円	他地域・他都市との比較	
葵町	10~20円	奉天鉄西工業地区	3.96円
萩町	5~15円	新京附属地工業地帯	5円
加茂町	20~50円	新京国都建設局工業地帯	3.50円
宇治町	20~40円	東京都王子区（現北区）	20~300円
淀町・木曾町	15~35円	東京都蒲田区（現大田区）	6~120円
隅田町	10~20円	名古屋中川運河一帯	17~100円

出所：奉天商工会議所編『工業都市奉天 昭和九年版』1934年、26-28頁。

中国人居住者は附属地から離れざるを得なかったと考えられる。

前出の表6によれば、全体的な附属地の華商数は減少傾向にある。一九三五年において二九戸増加している行商を除くと、全体では一九二九年の四七八戸から一九三五年の三七五戸へと一〇三戸の減少となっている。特に顕著に減少しているのは、「京広貨店・洋雜貨舖（和洋雜貨商）」である。両史料は分類が異なっているので、対象としている業種が完全に一致していない可能性もあるが、それにしても九三戸から一戸へと極端に減少している。ことに、表中（一九二九年）の「洋雜貨舖」七五戸は資本金も極めて少額の零細商店であったという。そのため、一〇三戸の減少した華商のうち、多くはこれらの洋雜貨舖であったと思われる。そのうちの何人かが、店舗を持たない行商に転じた可能性もあるだろう。

以上のように、奉天附属地華商は税徴収の問題や政治的な要因、さらには日本人の急増などにより、増加と減少を繰り返す、比較的流動性の高い業種が多かったと言えるだろう。

（二）新京附属地

表8は満州国成立後の新京附属地華商を挙げたものが、新京附属地華商は奉天附属地華商と異なり、糧棧や油

表8 満州国成立後の新京附属地有力華商

商号	代表者	業種	開業年月	所在地	備考
裕昌源	王荆山	糧棧 製粉業	1905年11月 1914年8月	東八條通	附屬地外・益通銀行 附屬地外・裕昌源焼鍋 ハルビン支店（製粉業） 吉林支店（製粉業）と聯号関係
益發合	孫秀三	糧棧 油房・製粉業	1910年9月 1920年11月	住吉町	附屬地外・益發銀行と聯号関係
玉茗棧	陳鵬拳	綿布・雜貨商	1924年	祝町	附屬地外・玉茗魁（1898年長春南 大街に開設）と聯号関係
東永茂	周景昌	糧棧	1906年3月		營口・東永茂と聯号関係
天興福	邵慎亭	糧棧 製粉業	1909年8月 1919年1月	東八條通	ハルビン・天興福と聯号関係
福順厚	曲子源	製粉業	1929年1月	日出町	大連・福順厚と聯号関係
洪發源	賈式如	糧棧 油房	1915年5月 1924年6月	高砂町	
恒増利	冷蓉塘	糧棧	1919年	富士町	大連・恒増利と聯号関係
鎮元春	王子賈	糧棧		富士町	
日新昌	劉國藩	糧棧	1936年7月	富士町	ハルビン・日新昌と聯号関係
裕昌盛	李傑勳	糧棧	1936年10月	三笠町	大連・裕昌元と聯号関係
洪發億	傅文選	油房・焼鍋	1922年7月	三笠町	
積德泉	孫尚臣	油房	1924年7月	富士町	
廣合棧	玉濟剛	油房	1930年7月	富士町	
裕成湧	楊善如	油房	1931年4月	高砂町	
寶聚和	常佐賢	油房	1931年8月	高砂町	
東發合	范子春	客棧・運送業	1908年9月		
日升棧	楊久齋	客棧・運送業	1908年10月		
同發合	劉子麟	山海貨商・運送業		富士町	
志遠永	張惠卿	山海貨商・運送業		日出町	
興順増	于喜庭	雜貨商	1924年	日本橋通	
福豊号	張聘五	雜貨商	1928年	日本橋通	ハルビン・福豊号と聯号関係
恒順昌	高平南	雜貨商	1932年	日本橋通	ハルビン・恒順昌と聯号関係
同興合	王瑞庭	雜貨商			
中和号	王紹庭	麻袋販売・實業		富士町	
和盛徳	孫中福	食料・雜貨商	1924年	日本橋通	

注：空欄は不明のため。

出所：満鉄地方部地方課編『満鉄沿線商工要録』1917年。満鉄長春地方事務所編『長春事情』1932年、118-119頁。新京商工会議所編『新京商工月報』第54号（1937年5月）「新京に於ける油坊工業」8頁、「新京に於ける製粉工場」29-30頁。新京商工会編『新京商工月報』第2巻第6号（1939年1月）「新京市内に於ける有名商号資本系統に就て」43-53頁。

房（製油業）、製粉業など、東北特産物に特化した業種が多いことがわかる。こうした傾向は満州事変以前からの特徴であり、満州国成立後も変わっていなかった。

新京附属地華商が携わる主な業種は、満州国政府が重視するものとも一致していた。例えば、油房は重要な輸出品である大豆油と大豆粕を生産する産業であったため、一九三七年五月に「重要産業統制法」の適用を受けている。

また、大豆の流通に深く関わる糧棧も、満州国政府が重視する業種であった。満州国政府は大豆の流通を糧棧から切り離し、直接統制することを目的として交易市場の設置、満州特産専管公社設立などを行ったが、このことは逆に糧棧の存在が満州国においていかに影響力を持っていたかを示していると言えるだろう。

新京において、満州国成立後に大きく発展したのは製粉業であった。従来、中国東北地域においては、ハルビンのみ製粉業が盛んであり、新京以南では日本製とオーストラリア製が需要の大部分を満たしていた。しかし、満州国は「北麦南綿」政策を採用し、原料としての小麦および小麦粉の自給自足を企図し、まず一九三四年一月に満州国の製粉業保護のため、輸入小麦粉についての関税改正を行った。また、そうした政策面の保護に加え、前述の中東鉄道買収により、それまで行われていたハルビン製粉業保護のための運賃政策（ハルビン—新京間の北上小麦に対する割

引運賃）が撤廃され、原料としての小麦の新京集散量が大幅に増加したことも新京における製粉業発展の要因として挙げられる。さらに一九三七年五月には小麦粉が「重要産業統制法」の適用を受けるなど、満州国政府は糧食として小麦粉増産を重視していた。

新京附属地において、華商が経営していた製粉工場は、裕昌源・益發合・天興福・福順厚の四工場であった。これらのうち、特に有力だったのは裕昌源と益發合である。裕昌源を経営する王荊山は、満鉄による長春附属地開設当初から長春において糧棧を経営し、その後一九一四年に附属地において製粉会社を開設し、それ以外にも長春城内で益通銀行を経営していた。その後、附属地商務会役員を務めるなど、長春有数の有力華商となっていた。また、一九二九年にハルビン、一九三五年には吉林にそれぞれ支店（製粉業）を開設し、一九三五年には特産物出回期の資金需要を見越して奉天に進出し、貸付業務を開始するなど、新京に止まらない経済活動を行っていた。

益發合も開設当初から長春附属地において活動していた商店であり、糧棧・油房・製粉業を営み、長春城内には益發銀行も経営していた。益發銀行も一九三五年に奉天に進出しており、その活動は新京に止まらなかった。なお、益發合の代表者孫秀三は財東（資本主）ではなく、經理（支配人）であったが、それでも頭道溝商務会や城内總商会の

役員を務めるなど、名の知れた華商であった。⁽⁴⁾

以上のように、新京附屬地華商は奉天附屬地華商とは異なり、主要な業種の流動性が少なく、また附屬地外やその他の都市との間に聯号關係を有するなど、比較的資金力のある華商が多かった。また、裕昌源・益發合のように、その活動は附屬地内外を問わず行われていた。こうした特徴は、滿州国成立以前の長春附屬地華商にも見られたものであった。⁽⁵⁾つまり、新京附屬地華商の構成は、滿州国成立以前と以後で大きな変動はなかったと考えられる。

(三) 滿鉄附屬地行政権の移讓と商工公会の設立

ここまで述べてきたように、独立國家を謳う滿州国において、日本の行政権が行使される滿鉄附屬地が存在し続けることは、さまざまな問題を生み出すこととなっていたが、一九三七年一月五日に「滿洲国に於ける治外法権の撤廃及南滿洲鐵道附屬地行政権の移讓に関する日本國滿洲國間條約」が公布され、矛盾の象徴であった滿鉄附屬地が消滅することとなった。⁽⁶⁾

これにより、例えば奉天附屬地においては「滿人側綿糸布商、和洋雜貨商、金物商等の輸出入貿易の大手筋は従來税金其の他營業上の特殊利便關係から附屬地に店舗を設けるものが多く本店或は支店を設置していたが、一面家賃其の他經費は城内に於けるより倍額以上の經費を要し、且販

売の点から見れば人口稠密の城内の方が有利であるため最近愈々治外法権撤廃と附屬地の行政権移讓の運びとなるに及び附屬地に於ける特殊条件の消滅を見越し既に城内に移転を開始せるものが続出する状態」となっていた。⁽⁷⁾つまり、奉天附屬地華商の減少傾向は、より加速することになったと思われる。

そして、滿鉄附屬地行政権の滿州国への移讓が完了すると、その後には日本人・中国人、そして滿鉄附屬地華商がそれぞれ組織している商業団体の統合が問題となり始めた。それは、日中戦争開戦後の物資の窮乏に伴う、滿州国における統制強化の動きと連動していた。そして、一九三七年一月一日に公布された「商工公会法」により、日本人側と中国人側の商業団体を統合して商工公会が組織されることとなった。同法第八条では、「主管部大臣商工業の助長又は統制上必要ありと認むるときは商工公会の地区内の商工業者に対し商工公会の定めたる營業条件に従うべきことを命ずることを得⁽⁸⁾」とあるように、商業団体を統一し、上からの管理をしやすくすることが目的であった。

さらに、商業団体の商工公会への再編過程で重要なことは、まず同法第一七条において「参事総会は主管部大臣の選任したる参事及詮衡委員に於いて選定したる参事を以て之を組織す」と定められていることである。参事とは商工公会の幹部役員の名称だが、商会（中国側商業団体）や附

属地商務会で行われてきた公選制ではなく、任免制が採用されているのである。同様に第二四条では「商工公会の職員は主管部大臣之を任免す」とされている。職員とは会長・副会長・理事、つまり執行委員を指すが、これもすべて任免制とされたのである。

このことは、商工公会役員選出において、満州国側すなわち日本側の意向がそのまま反映されていることを意味している。以下では、奉天と新京の商工公会について、中国人の役員のみを抽出し、どのような人物が選出されているのかについて見ていくこととする。

表9は奉天商工公会における中国人役員を挙げたものだが、まず言えることは、奉天附属地華商がほとんど選ばれていないということである。唯一選ばれているのは奉天南満站中華商務会副会長の藏紫綬（福増湧染房）であるが、彼一人が附属地華商全体の代表として選ばれたものと思われる。このことは、統制強化において奉天附属地には日本側が重要と考える業種に従事する華商が少なかった、あるいはいなかったことを示している。

さらに、特徴的なことは、主要な業種の同業者団体である同業公会代表が多く選出されていることである。奉天においては、古くから同業者団体の結束が強く、清末期に清朝の指示で商会が組織され、奉天の商工業者が商会の管理下に置かれようとする中でさまざまな抵抗があった。その

後、張作霖・張学良政権下で商会の権力強化が図られたが、有力な業種を代表する同業公会から商会役員が多数選出されるという傾向があった。そして、満州国期の一九三四年においても五五の同業公会が存在していた。日本側は同業公会を掌握することで、奉天における統制強化を实行しようとしたものと思われる。

一方、表10は新京商工公会の中国人役員を挙げたものだが、こちらは奉天の場合と異なり、附属地華商、あるいは附属地華商と関係する商店の代表が多く選ばれている。このことは、新京附属地の場合、日本側が重要と考える業種、すなわち糧棧・製粉業・製油業に携わる華商が多かったことに由来すると考えられる。例えば、裕昌源と益發合は、前述のとおり糧棧・製粉業・油房業を営む新京附属地の最有力華商であり、それぞれの金融部門を担う益通銀行と益發銀行も選出されている。そして、副会長には裕昌源の王荊山が選出されている。会長の丁鑑脩は満州国政府の大任経験があるなど、政治的な理由で選ばれたことを考慮すれば、中国人商工業者の実質的な代表は王荊山であり、附属地華商が新京商工公会で最も重要な地位を占めていたと言える。

以上のように、商工公会の組織にあたっては、奉天・新京両附属地における華商の性質の違いは影響しており、商工公会の役員構成にも反映されていたのである。

表9 奉天商工公会中国人役員（1938年5月）

職別	氏名	商号	業種	住所	備考
副会長	方煜恩	奉天商工銀行董事	銀行	大東門内	奉天市商会会長
副会長	陳維則	奉天紡紗廠董事長		大東門内	奉天滙業銀行董事、營口總商會副会長
常務理事	劉業漢			大東関	奉天市商会理事、涼城・楽亭・懐柔・臨城各県知事歴任
理事	張保先	奉天惠臨火柴公司董事長	マッチ製造会社	南関	奉天市商会会董、奉天四先貿易建築公司總經理
理事	曹主堂	天徳信	洋紙・文具商	鼓楼北	奉天市商会会董
理事	鞏天民	奉天志城銀行經理	銀行	大北関	奉天市商会会董
理事	湯富春	瀋陽銀行經理	銀行	小南関	
参事	梁素文			小南門内	前奉天実業庁長
参事	李福堂	老福順堂	菜業	大南関	漢業同業公会主席、奉天市商会副会長
参事	喬盡卿	恒發成	雜貨卸業	小西門内	批發雜貨同業公会主席、奉天市商会副会長
参事	張茂春	福勝公	糧棧	大北関	糧業同業公会主席、奉天市商会会董
参事	王恒安	萃華新金店	貴金屬販売業	小北関	金店業組合長、奉天市商会会董
参事	王筱為	福記煤局	燃料販売業	小北関	煤炭同業公会主席、奉天市商会会董
参事	劉子卿	興順湧染房	染色業	大西辺門内	染業同業公会主席、奉天市商会会董
参事	孫耀西	裕順和	山貨業	小北門外	山貨店同業公会主席
参事	齋子榮	義發和麵莊	食料品販売業	十間房	雜貨同業公会主席
参事	藏紫綬	福增湧染房	染色業	千代田通	奉天南満站中華商務会副会長
参事	張淦臣	世合公銀行	銀行	大南門内	全国当業聯合会会長
参事	陳世春	四恒当	質業	商埠地	日滿実業協会員
参事	王緝文	吉順絲房	洋品雜貨店	城内中街	
参事	程漢卿	洪順茂	衣服材料販売業	鼓楼	
参事	王輔臣	中原商場	雜貨業	城内小南門内	
参事	景介三	惠臨火柴公司	マッチ製造業	小南関	
参事	劉錫九	奉天商業銀行	銀行	大西門内	
参事	翁問卿	奉天商工銀行	銀行	城内軍署街	
参事	王化宣	大興公司	質業	大南関	
参事	徐景康	興奉鉄工廠	鉄工業	小南関	
参事	李華亭	肇新窯業公司	窯業	奉天城北二台子	
参事	張為先	四先土木建築公司	建築業	大南関	

注：空欄は不明のため。

出所：奉天商工公会編『康徳五年 業績報告書』1939年、51-53頁。「奉天省内商工公会役員名簿送付ノ件」1938年6月17日 奉天総領事加藤傳次郎より在満洲国特命全權大使植田謙吉宛（JACAR Ref. B08061545900・270-271）。

表10 新京商工公会中国人役員（1938年4月）

職別	氏名	商号	業種	住所	備考
会長	丁鑑脩	滿洲電業株式会社	電力業	大同大街康徳会館内	前滿州国交通部大臣
副会長	王荊山	裕昌源株式会社	糧棧・製粉業	附属地日出町	新京市商会会長
常務理事	孫化南			附属地日出町	頭道溝商務会坐辦
理事	史煥亭	工商業職工担保会		西三道街	新京市商会副会長
理事	王子衡	益發銀行	銀行	西三道街	新京市商会副会長
理事	劉名遠	振興合商場	綿布・雜貨商	大馬路	綢緞雜貨同業公会會員
參事	田芝年	益通銀行	銀行	西四馬路	新京市商会常務委員
參事	陳錫三	玉茗魁	綿布・雜貨商	南大街	綢緞雜貨同業公会總董
參事	李興國	泰發合	綿布・雜貨商	大馬路	綢緞雜貨同業公会副董
參事	許恩芳	天寶金店	貴金屬商	三馬路	金店同業公会總董
參事	楊連芳	泰和成	石鹼・蠟燭・化粧品商	西三道街	胰燭化粧品同業公会總董
參事	李煜林	集升齋	靴・帽子商	西四馬路	鞋帽同業公会總董
參事	孫占鰲	新豐久	煙草・小麦粉商	南大街	煙麻麵同業公会副董
參事	秦慶芝	義和謙	業種商	臨河二道街	業商同業公会組合長
參事	段馨五	益發合	糧棧・油房・製粉業	附属地住吉町	
參事	劉子麟	同發合	山海貨商・運送業	附属地富士町	
參事	孫尚臣	積得泉	油房	附属地富士町	
參事	王紹庭	中和号	麻袋販売・質業	附属地富士町	
參事	李國安	原成公司		附属地東五條通	
參事	金道根	日隆号		附属地三笠町	
參事	恵子厚	功成銀行	銀行	南大街	
參事	鐘毓	滿洲採金株式会社	鉱業	大同大街康徳会館内	
參事	王嵩儒	滿洲鉱業開發株式会社	鉱業	大同大街	

注：空欄は不明のため。

出所：「新京商工公会設立ニ関スル件」1938年5月3日在新京総領事代理柴崎白尾より在滿州国特命全權大使植田謙吉宛（JACAR Ref. B08061539700・260-263）。『滿洲報』関連記事・広告記事等。

おわりに

満州国においては、物資の流通や価格の統制強化を目的として、中国人商工業者の掌握の必要性を感じ、商工公会を設立したが、日中戦争の長期化と太平洋戦争の開戦により、物資の窮乏は深刻化の一途を辿った。そして、結果的に闇市場が拡大し、公定価格の何倍もの価格で物資が取引されることとなった。闇経済には中国人商工業者が関与していたことは疑いのないことだが、どのような中国人がどのような方法で関与していたかは、史料面での制約も多く、いまだ明らかにされていない。そのため、ここではあくまで附属地華商研究の視点から、今後の展望を提示して結論に代えたい。

先行研究によれば、奉天商工公会の役員に選出された方恩煜（副会長）・陳維則（副会長）・鞏天民（理事）の三人は、日本側の影響力で設立された商工公会の主要な地位にありながら、実際には秘密裏に東北抗日組織に資金援助をしていた。つまり、奉天商工公会において中国人側の指導的立場にいた人々、少なくともこの三人の思想的背景から見て、奉天商工公会の対日協力姿勢がそれほど積極的ではなかったことが推測される。

一方、新京商工公会で副会長を務めた王荊山は、いわゆ

る「親日的」な人物であった。王荊山は新京商工公会副会長となる前、日滿実業協会常務理事に就任している。日滿実業協会とは、王自身が語るところによれば、「日滿両国の経済提携を促進し満州国経済建設に協力し、両国の共存共栄を図る崇高なる目的を遂行せんが為め（中略）日滿両国屈指なる実業家多数糾合して」設立されたものであった。つまり、王荊山はきわめて日本側に近い立場にいた中国人であった。

満州国は日本の敗戦とともに消滅し、その後の王は満州国期のそうした政治的態度のために、悲惨な結末を迎えることとなる。満州国消滅後の王は、まず一九四五年一月にソ連軍に捕まり訊問されるが、そのときは罪に問われることなく釈放されている。翌一九四六年一月にはハルビンに逃れるが、同年八月再び長春に戻り、国民党占領時期には娘の家でひっそりと暮らしていたという。しかし、一九五一年四月二六日に中国共産党によって逮捕され、翌一九五二年三月二九日に「漢奸叛国」の罪状で、長春において処刑されている。王荊山は対日協力者 (collaborator) と見なされ、満州国が消滅してからかなりの時間が経つてのち、同じ中国人の手で命を落とすこととなった。

奉天商業界の中国人有力者が日本側に必ずしも協力的ではなかったのに対し、新京における最有力華商であった王荊山は積極的に日本の支配に協力しようとする姿勢を見せ

た。その要因としては、王が満鉄附属地の発展とともに成長してきた商人であったこと、そして附属地におけるさまざまな活動の中で、満州国成立以前から日本人との折衝に慣れていたことなどが考えられる。つまり王荊山は、満州事変以前から満州国成立以後へとつながる日本の支配の連続性を体現する存在であったと考えられる。

こうした「親日的」華商の存在の有無は、満州国期における中国人社会に対する日本の支配の浸透に、いかなる影響を与えていたのだろうか。また、統制が強化される一九三八年以降の満州国経済、ことに關經濟の展開において、それら「親目的」華商の存在の有無はいかなる意味を持っていたのだろうか。そうした事実に関わる実証的研究については、今後の課題としたい。

注

〈1〉 拙稿「満鉄附属地居住華商に対する中国側税捐課税問題」『中国研究月報』六九一号、二〇〇五年、九月。

〈2〉 満州事変後における各行政機関分立の状況については、馬場明「対〈満〉行政機関統一問題」、『日中関係と外政機構の研究——大正・昭和期』原書房、一九八三年、第八章）を参照。

〈3〉 越沢明「満洲国の首都計画」ちくま学芸文庫版、二〇〇

〇二年、一一八一—一九頁。

〈4〉 同右書、一六三頁。

〈5〉 吉会鉄道とは吉林と朝鮮半島の会寧を結ぶ鉄道を意味するが、実際にはこの路線は実現せず、吉林から図們を経由して羅津に至る路線が一九三五年一〇月に全通した。しかし、当時は新京と朝鮮半島を結ぶ鉄道という意味で象徴的に用いられていた（なお、吉会鉄道の敷設過程とその政治的意味については、芳沢研一『環日本海地域社会の変容——「満蒙」・「間島」と「裏日本」』青木書店、二〇〇〇年、第八章・第一〇章を参照）。

しかし、少なくとも経済的な面から言えば、京図線の敷設は、従来新京經由で大連へ移送されていた大豆が朝鮮半島經由へ流れる結果となり、新京の集散地としての機能は低下することとなった（塚瀬進『中国近代東北経済史研究——鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、一九九三年、一〇五頁）。

〈6〉 満州国期における中東鉄道買取問題については、寺山恭輔「スターリンと中東鉄道売却」（江夏由樹・中見立夫・西村茂雄・山本有造編『近代中国東北地域史研究の新視覚』山川出版社、二〇〇五年）が、ソビエト側の視点から交渉過程を詳細に分析している。

〈7〉 越沢、前掲書、一四〇頁。

〈8〉 西澤泰彦「満洲国」の建設事業」山本有造編『満洲国』の研究』京都大学人文科学研究所、一九九三年、四〇九頁。

- 〔9〕奉天商工会議所編『奉天商工月報』第三五五号（一九三四年四月一五日）「鉄西工業地区の現状」一四頁。
- 〔10〕塚瀬、前掲書、四一―四二頁。
- 〔11〕絲房とは綿糸布や絹製品などを扱う百貨店のような商店である。小売販売だけでなく、輸入や卸売も行っている。
- 〔12〕『奉天商工月報』第三二六号（一九三二年一月一五日）「支那品密輸入増加」一四三頁。
- 〔13〕『奉天商工月報』第三二八号（一九三三年一月一五日）「満人絲房の密輸」一五〇頁。
- 〔14〕『奉天商工月報』第三四八号（一九三四年九月一五日）「密輸業者を発見」一六九頁。
- 〔15〕前掲拙稿「満鉄附属地居住華商に対する中国側税捐課税問題」三〇―三二頁。
- 〔16〕同右論文、二八―二九頁。
- 〔17〕同右論文、三二―三八頁。
- 〔18〕『奉天商工月報』第三二六号（一九三二年一月一五日）「附属地の糧穀脱税者取締」三〇頁。
- 〔19〕一九三三年一月九日外交部総長謝介石より在満州国日本全権大使武藤信義宛（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B08060727700・画像番号 31）。
- 〔20〕『満洲報』一九三二年七月二日「税捐局飭所属査華商偷税」。
- 〔21〕『奉天商工月報』第三二六号（一九三二年一月一五日）「嚴重取締開始」二六頁。
- 〔22〕塚瀬進「満洲国社会への日本統治力の浸透」姫田光義・山田辰雄編『中国の地域政権と日本の統治』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、一三三頁。
- 〔23〕「附属地搬出商品ニ対スル内地税課徴ニ関スル件」一九三二年一月二日在奉天総領事代理中野高一より在満帝國特派全権大使武藤信義宛（Ref. B08060722600・71）。
- 〔24〕満鉄地方部地方課編「昭和六年七月末日現在 附属地ニ於ケル中国官憲課税調」一九三二年、十九、長春」。
- 〔25〕拙稿「満鉄附属地華商商務会の活動——開原と長春を例として」（『アジア経済』第四五巻第一〇号、二〇〇四年）六四頁。
- 〔26〕「附属地ヲ対象トスル満洲国側地方税局ノ課徴状況ニ関スル件」一九三二年一〇月三日在長春総領事代理田中正一より武藤信義宛（Ref. B08060773100・282）。
- 〔27〕「附属地ヲ対象トスル満洲国側地方税局ノ活動ニ関スル件」一九三二年一〇月三日在長春総領事代理田中正一より長春警察署長警視高山勝司宛（Ref. B08060773100・283）。
- 〔28〕前掲拙稿「満鉄附属地居住華商に対する中国側税捐課税問題」三三頁。
- 〔29〕張作霖政権による貨幣取引圧迫問題については別稿を用意しているが、差し当たり拙稿「満鉄附属地華商商務会——日本行政支配下の商会」（『現代中国研究』第二三号、二〇〇八年）一〇七―一〇八頁を参照。
- 〔30〕『奉天商工月報』第三七二号（一九三六年九月一五

目)「滿人側絲房子不況」四七一—四八頁。

〈31〉『奉天商工月報』第三六二號(一九三五年一月一—五日)「錢莊、両替業の營業不振」六六頁。

〈32〉拙稿「滿鉄附屬地華商と沿線都市中国商人——開原・長春・奉天各地の状況について」(『アジア經濟』第四七卷第六号、二〇〇六年六月)四二頁。

〈33〉奉天商工公會編『奉天商工公會月報』第一卷第四号(一九三八年一〇月)「奉天市滿商小麦粉業取引事情」七六頁。

〈34〉なお、地価と言つても滿鉄附屬地においては不動産の所有は認められていなかったため、あくまで權利金の価格を指している。

〈35〉滿鉄「調査時報」第九卷第七号(一九二九年七月二五日)「奉天附屬地に於ける中国人の現勢」一五七頁。

〈36〉新京商工會議所編『新京商工月報』第五四号(一九三七年五月)「新京に於ける油坊工業」一頁。

〈37〉塚瀬、前掲論文、一一四—一一五頁。

〈38〉『新京商工月報』第五四号(一九三七年五月)「新京に於ける製粉工場」二五—二六頁。

〈39〉同右史料、一八頁。

〈40〉前掲拙稿「滿鉄附屬地華商と沿線都市中国商人——開原・長春・奉天各地の状況について」(『アジア經濟』第四七卷第六号、二〇〇六年)三二—三三頁。

〈41〉『新京商工月報』第二卷第六号(一九三九年一月)「新京市内に於ける有名商号資本系統に就て」五三頁。「奉天

商工月報』第三六三号(一九三五年二月一—五日)「新京有力銀行の奉天進出」六二—六三頁。

〈42〉前掲拙稿「滿鉄附屬地華商と沿線都市中国商人」三四頁。

〈43〉前掲史料「新京有力銀行の奉天進出」六二—六三頁。

〈44〉前掲拙稿「滿鉄附屬地華商と沿線都市中国商人」三六—三七頁。

〈45〉同右論文、三四頁。

〈46〉『奉天商工月報』第三八六号(一九三七年一月)七二—七三頁。なお、満州国における治外法權撤廃と滿鉄附屬地行政權移讓の政治的背景については、田中隆一『満洲国と日本の帝國支配』(有志社、二〇〇七年)第五章「満洲国治外法權撤廃と滿鉄」を参照。

〈47〉『奉天商工月報』第三八六号(一九三七年一月二五日)「附屬地滿商の城内移転」八九頁。

〈48〉『奉天商工月報』第三八七号(一九三七年二月)「商工公會法」四四頁。

〈49〉同右史料、四六—四七頁。

〈50〉奉天商工公會の日本人役員については、塚瀬進氏が詳細に分析している(塚瀬進「奉天商工公會の設立とその活動」柳沢遊・木村健二「戦時下アジアの日本經濟団体」日本經濟評論社、二〇〇四年、第五章)。また、新京(長春)の日本人についての研究はほとんどないが、差し当たり、柳沢遊「在「滿」日本人」(植民地文化学会・東北淪陷一四年史総編室共編『満洲国』)とは何だったのか?小

学館、二〇〇八年、第八章第二節）を参照。

〔51〕 奉天における商会を中心とする商業団体の変遷については、上田貴子「樹状組織形成史としてみた奉天総商会の歴史的諸段階」（『近代中国東北地域に於ける華人商工業資本の研究』大阪外国語大学博士論文シリーズ vol.18、二〇〇三年、第六章）を参照。

〔52〕 満洲国国務院総務庁情報処編『省政彙覧』第八輯奉天省編、一九三七年、二二九頁。

〔53〕 なお、新京商工公会にも奉天商工公会同様、同業公会代表が含まれているが、新京にはもともと同業公会はなかった。このことは、長春が特産物取引に特化して発展した都市であったことと関係があると思われる。新京において同業公会が組織されたのは、満州国期であり、一九三四年一月から一九三六年一月までに三二の同業公会が設立されている（『新京商工月報』第五六号（一九三七年七月）「同業公会（同業組合）を通じて見たる新京特別市の満商概況」三一頁）。つまり、日本側は同業公会を組織させ、各種同業者を統括させることで、中国人商工業者への統制を行おうとしたと考えられる。

〔54〕 上田貴子「試論九一八事変前後の東北工商資本家——以城市中介人を中心」（中国社会科学学院中日歴史研究中心編「九一八事変與近代中日関係——九一八事変七〇周年国際學術討論會論文集」社会科学文献出版社、二〇〇四年）四七〇頁。

〔55〕 『満洲經濟情報』第一卷第一三号（一九三六年八月）

「第四回總會の出席者に対する歓迎の辞」三頁。

〔56〕 馬国宴「長春裕昌源火磨創弁人王荊山」（長春市政協文史委員會編『長春文史資料第九輯』一九八五年）一二六頁。